

【記載にあたっての補足説明】

この様式には和牛の精液・受精卵（特定家畜人工授精用精液等）についてのみ記載します（乳用種や他の畜種の精液等については様式 29 号に記載します）

青森県知
家畜改良増

- 1 家畜人工授精所の管理番号： 02B099
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地： ○○家畜人工授精所 青森県三戸郡○○町××
- 3 家畜人工授精所の業務の別： 5
- 4 報告対象物： ← 「1 家畜人工授精用精液」または「2 家畜受精卵」のいずれかを記載し、それぞれについて報告します。両方扱う場合はそれぞれ別用紙で報告が必要です。
- 5 前年 12 月 31 日時点の保存数量： 100 本
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

開設許可証の記載内容に準じて記載してください。管理番号等わからない場合はお問い合わせください、

(単位：本)	年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生産数量	←授精所で生産した精液や受精卵の本数												
譲受数量	←購入したりもらったりした本数												
譲渡数量	←他者に販売したり、他者の牛に注入・移植した本数												
利用数量	←自己所有の牛に注入・移植したり、授精所で体外受精卵生産に使った本数												
廃棄又は亡失した数量	←不要になって捨てたり、紛失・行方不明になった本数												
月末時点の保存数量													
備考													

- 備考
- 1 年は西暦で記載すること。
 - 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
 - 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
 - 4 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 - 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
 - 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
 - 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見

【記載にあたっての補足説明】

この様式には**特定家畜人工授精用精液等（和牛）以外の精液・受精卵についてのみ記載します** 提出
 （ホルスタインなどの乳用種、豚などの他畜種）
和牛以外の精液等を扱わない場合はこの様式は提出不要です。

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	02B099	開設許可証の記載内容に準じて記載してください。 わからない場合はお問い合わせください、
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	〇〇家畜人工授精所 青森県三戸郡〇〇町××	
3	家畜の種類及びその業務の別	家畜の種類： 1 業務の別： 5	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	10	和牛以外の精液等の譲渡・譲受それぞれについて「件数」で記載してください 自家利用分は「譲渡」にならないので含みません。 （「売買契約の数」というイメージです）
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	12	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	4	
7	家畜受精卵を譲受した件数	2	

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3 の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
- 3 3 の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4 及び 5 は家畜の種類ごとに記載し、6 及び 7 は牛に限って記載すること。